

NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト（以下「当法人」という。）の用務により旅行する理事等に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

(旅費等の支給の範囲)

第2条 理事等が、理事会および当法人の用務により旅行した場合には、旅費等を支給することができる。

ただし、総会、研修会等のときに開催する理事会では原則として旅費は支給しない。

2 理事等以外の者が、当法人の用務により旅行した場合は、当法人旅費規程に準じた旅費等を支給することができる。

(旅費等の計算)

第3条 旅費等の支給額は、以下の区分に従う。

- 1 鉄道利用の場合は、旅客運賃、特別急行料金による。
- 2 航空機利用の場合は、航空運賃による。
- 3 車費、レンタカー等利用の場合は高速道路代、ガソリン代なども含めて実費精算をおこなう。
- 4 宿泊費は、1泊12,000円（税込）（東京都は1泊15,000円（税込））以内とする。
- 5 自家用車等を使用する際はガソリン代1kmあたり25円とする

(旅費等の請求)

第4条 旅費等の請求は、指定の旅費請求・領収書を代表理事に提出する。

(委任)

第5条 この規程に定めない事項については、理事会の議決による。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は令和7年11月30日から施行する。（令和7年11月30日理事会決議）